

地域おこし協力隊活動レポート

No.17



今年2月、私は千葉市の幕張メッセで開催された「地方創生EXPO」に出席した際、兵庫県豊岡市の中貝市長が講演で話された「人口減少」問題に対する並々ならぬ危機感がとても印象に残りました。

人口減少は、医療や教育、交通など地域の生活基盤そのものを崩壊させてしまうリスクを秘めていて、その意味で現在地方が抱えているあらゆる問題の根源と言ってもいいのではないかと思います。中貝市長は、もはや人口減少を食い止めることはできないが、そのスピードを少しでも鈍化させるために、前例にとらわれずできることは何でも実行し、その成果を上げていくことが大切だと話されました。公共交通の衰退、病院の統廃合、学校や商店の閉校・閉店など、高齢化や人口減少がもたらす問題の深刻さを改めて実感させられました。

この深刻な問題の解決には、とにかく若い世代の人たちの地域への定着と活躍が不可欠で、そのためには、清里町が彼らから「選ばれる町」にな

らなければなりません。仕事（雇用）、子育て、教育などの基本的な住民サービスを充実させるとともに、地域の個性に磨きをかけ、彼らに魅力を感じてもらえるような町になる必要があります。そして私は、「観光」を農業のように清里町の「産業」の一つとして根付かせることができないものかと思っています。

元観光庁長官で、現在は大阪観光局局長の溝畑宏氏が、先日放送されたテレビ番組でこんな発言をされていました。『不要不急の産業と言われているわけですよ、スポーツや文化や観光って。そうなつてはいけないと僕は思っている。非常時でも、皆さんの心に響く産業にならないといけない。レジャーじゃない。みんなレジャーだと思っているからいいらないと言っている。どんな時でも必要な産業にならないと本場の観光立国にはならない。』

町民の皆さんの中には、観光に対して否定的なご意見をお持ちの方もいるかと思えます。それは溝畑氏が言うように、観光は不要不急のレジャー

の一つであり、真に町のためにはならないと思われていることが一因だと思います。確かに今までの常識ではそうかもしれません。しかし今後、観光（旅行）の形態は、従来の団体ツアー旅行から個人旅行や体験型観光へのシフトがより一層進むと思われる、地域の魅力を体感してもらえ、商品やコンテンツを充実させていく努力と、その運営を担う専門的な知識と経験を持つガイドなど、人材の確保や育成が不可欠になります。その人材（成り手）として若い世代の人たちの力が必要ですし、それは彼らが誇りを持てる仕事になりうると私は思います。若者の雇用（活躍）を通じて地域を活性化させ、人口減少のスピードを少しでも鈍化させる。観光がその一助となるためには、町に雇用や利益を生む、清里町にとって必要な「産業」に成長できるかがカギだと思っています。そして観光は、産業として育つことができれば、例えば人件費が安いからといって海外に移転はできない、地域に根ざした産業です。

私たちが他の地域にはない（できない）商品やサービスを生み出すことができれば、それが町に大きな利益をもたらす、人口減少に対する切り札となる可能性を秘めているのではないのでしょうか。

若い世代、特に高校生や大学生の皆さんに対して、私がお伝えしたいのは観光の仕事の魅力です。例えば4月号で書いた観光列車「流水物語号」での私の活動（清里町のPRなど）は、興味のある人にはぜひ経験してもらいたいです。故郷を誇りに思う気持ちでPRし、お客様に気持ち伝わったときの喜びや充実感を体験してほしいです。それは観光の仕事に就くかどうかを問わず、貴重な経験になると思えます。残念ながら今は多くのお客様と対面する活動ができないので、私は当面、観光協会のSNSなどを通じて清里町の魅力を発信していきます。観光協会ホームページのほか、インスタグラム（@kyosato.kakou）に「いいね」をよろしくお願い致します。

（小島）

税情報

今月は町道民税と国民健康保険税などの納付月です

今月は、町道民税（1期）と国民健康保険税（1期）、後期高齢者医療保険料（1期）を納付する月です。

忘れずに納めてください。 ※納税通知書の発送は6月11日（木）を予定しています。

■納期限
6月30日（火）

■納付場所

- 役場出納窓口
- 札弦支所
- 緑支所

○納付書記載の金融機関
また、固定資産税（1期）と軽自動車税種別割（全期）の納期が過ぎています。

納め忘れていた方は、早急に納めてください。
■詳細・問い合わせ
町民課税務・収納グループ
☎ 25-2136

生活情報

特別定額給付金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されている特別定額給付金の申請期限は8月11日（火）までとなっています。申請は世帯主が行うことになっていますが、世帯主の委任を受けた家族の方であれば代理申請をすることもできます。まだ申請されていない世帯主の方は、忘れずに期限までの申請をお願いします。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎ 25-2157

■実施期間
6月1日（月）～9月30日（水）

■実施内容
軽装での執務を行います。また、会議なども軽装で行います。

■詳細

総務課総務グループ
☎ 25-2131

清里町まちづくり運動推進協議会・清里町自治会連合会からのお知らせ

この度、清里町まちづくり運動推進協議会では、近隣町村の状況を鑑みたくついで、葬儀の運営を行う自治会の負担を考慮し、**通夜時のお茶と菓子の廃止を推進していくこと**となりました。

この決定に伴い、清里町自治会連合会においても、令和2年度の書面総会において、同様の取組みを推進していくことが決定されましたので、葬儀に関わる方々には十分ご理解いただきますようお願いいたします。

■問い合わせ
清里町まちづくり運動推進協議会、清里町自治会連合会（企画政策課まちづくりグループ）
☎ 25-2135

後期高齢者医療制度のお知らせ
～令和2年度の保険料などについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました
保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

令和2年度	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました
保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

令和2年度	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■保険料の計算方法（令和2年度）
保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<p>均等割 【1人当たりの額】 52,048円</p>	+	<p>所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)</p>
---	---	---	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました
保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。 **62万円（令和元年度） → 64万円（令和2年度）**

■保険料のお支払い方法
保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- ◆後期高齢者医療制度に加入されて間もない方
- ◆介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

「口座振替」を希望される方は、町民課町民生活グループ医療保険担当にお問い合わせください。
なお、網走信用金庫清里支店、釧路信用組合清里支店、清里町農業協同組合、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口での手続きも必要となります。（お申込みに必要なもの：納付書・お支払いする口座の預金通帳とお届け印）
※「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
※保険料は、税申告の際の「社会保険料控除」の対象となり、お支払いした方に適用されます。

■問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601
町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎25-2157

美しいまち通信

清里町の地域資源
①斜里岳のすそ野に広がる防風林の農村景観
②斜里川が育んだ豊かな水と森林資源
③大規模穀物栽培が育てた循環型農業



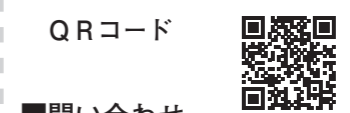
「日本で最も美しい村」連合からの情報提供

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う仕入れ先の休業や物産展などの中止により、全国の生産者が大きな影響を受けており、そんな生産者たちを支援するサイトが数多く立ち上がっているところですが、「日本で最も美しい村」連合加盟町村・事業者の特産品も掲載したフェイスブックグループの情報提供がありましたので、ご紹介します。

「日本で最も美しい村」連合では、活動を支えるサポーター会員（企業・個人）を募集しています。ご希望や興味のある方は事務局へご連絡ください。



■フェイスブック「コロナ支援・訳あり商品情報グループ」



■問い合わせ
「日本で最も美しい村」連合 清里事務局
(企画政策課まちづくりグループ) ☎25-2135

ハイヤー利用助成券を交付しています

日常生活に必要な交通手段を確保するため、町内の高齢者などに対し、タクシー利用助成券を交付しています。

交付枚数などの詳細は、広報4月号をご覧ください。お問い合わせください。

■対象者

- (1) 町内に住所を有し、かつ在宅の者のうち、次のいずれかの要件を満たす方が対象です。
- (2) 運転免許証を所持していない75歳以上の者
- (3) 身体障がい者手帳（1～2級）の交付を受けた65歳以上の者
- (4) 療育手帳(A)の交付を受けた65歳以上の者
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳（1～2級）の交付を受けた65歳以上の者

■申請方法

申請書の提出が必要です（印鑑が必要となります）。申請書は、役場2階企画政策課まちづくりグループ窓口および

び各支所にご用意しています。よくある質問

Q 本人以外でも申請は可能ですか？

A 可能です。ただし、申請時に本人と代理人の印鑑が必要となります。

Q 夫婦ともに交付対象で、それぞれ助成券をもらいました。夫1人でタクシーに乗車する場合、妻の助成券を使えますか？

A 助成券を使用できるのは本人のみのため、使用することはできません。

Q 申請を忘れていました。年度の途中でも助成券をもらえますか？

A 対象者であることが確認できれば、その年度内の助成券を全て交付します。

■問い合わせ

企画政策課
まちづくりグループ
☎ 25-21135

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、事業所において各種点検の実施が困難な場合は、次による対応とします。

- ① 消防法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検の実施が困難な場合は、点検期間について当面の間延長することとします。
- ② 点検を延長している間は、防火対象物の関係者による防火対象物の自主検査および消防用設備などの自主点検を徹底し、各種点検が通常どおり実施できるようにした場合は、速やかに点検を実施します。
- ③ 点検を延長している間は、防火対象物の関係者による防火対象物の自主検査および消防用設備などの自主点検を徹底し、各種点検が通常どおり実施できるようにした場合は、速やかに点検を実施します。
- ④ 防災管理点検および結果報告 危険物施設における定期点検、地下タンクなどの漏れ点検について、業者による点検の実施が困難な場合は当面、次の2点に掲げる措置により定期点検を実施してください。なお、各種点検が通常どおり実施できるようにした場合は、速やかに点検を実施するようにお願いします。

次の報告や届出などについては、実施を延期していただいて構いません。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行が収まった後、速やかに実施してください。

- ① 消防訓練の実施
- ② 消防設備などの点検および結果報告
- ③ 防火対象物点検および結果報告
- ④ 防災管理点検および結果報告

② 漏れなどを発見した際の速やかな応急体制を確保してください。

■問い合わせ
消防署清里分署
☎ 25-21110



国民年金保険料の免除制度について

■免除制度などの概要（令和2年度）

制度名	免除後の月額保険料	老齢基礎年金額への反映割合（）は平成21年3月分まで	前年所得の審査対象者	年金を受給するとき	後から保険料を納めたいとき
全額免除	0円	1/2 (1/3)	本人 (失業の場合は除く) + 世帯主 + 配偶者	年金を受給するとき	10年以内なら納めることができます（ただし、3年目以降は加算金が付きます）
3/4免除	4,140円	5/8 (1/2)			
半額免除	8,270円	6/8 (2/3)			
1/4免除	12,410円	7/8 (5/6)	本人 + 配偶者	年金を受給するとき	2年を過ぎると納めることができません
納付猶予(50歳未満)	0円	年金額に反映されません			
学生納付特例	0円	年金額に反映されません	本人のみ	年金を受給するとき	2年を過ぎると納めることができません
未納	—	年金額に反映されません	—	年金が受けられない場合があります	2年を過ぎると納めることができません

本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合や失業した場合など、保険料の納付が経済的理由などにより困難な方のために、保険料の免除・猶予制度、学生納付特例制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い（以下「臨時特例」）の申請ができます。

保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず、保険料の免除・猶予や納付特例制度をご利用ください。未納の状態は、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障がい基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合もあります。また、将来の老齢基礎年金に反映されず、減額や受け取れない場合があります。

※一部免除を受けた方でも、減額された免除後の保険料を納めない場合は、未納期間として取り扱われますので、忘れずに保険料の納付をお願いします。

※承認期間中の病気やケガが原因で障がい者になった場合には、障がいの程度に応じて障がい基礎年金が支給されます。ただし、承認期間以外に保険料の未納期間があると支給されないこともあります。

■免除・猶予などの期間（申請は原則として毎年度必要です）

- 各免除・猶予
 - ↓ 7月分から翌年6月分
- 学生納付特例
 - ↓ 4月分から翌年3月分

※臨時特例申請は、令和2年2月分から6月分まで申請できます。

■申請期限
令和元年度分の申請は随時受け付けています。令和2年度分の申請は7月1日から受け付けします。

■申請の際に必要なもの

- 年金手帳
- マイナンバーカードまたは

「通知カード」が廃止になります

マイナンバーを証明する書類の「通知カード」が5月25日に廃止されます。

今後は通知カードに変わる「個人番号通知書」が送付されます。

通知カード廃止後も、記載事項に変更がなければ、引き続き個人番号を証明する書類として使用できますので、なくさないよう大切に保管してください。

あたたかなお気持ちありがとうございます

介護老人保健施設へ寄付

【お品物】
美馬 廣子さん（向陽北）
古坂 正美さん（斜里町）
深山 和彦さん（斜里町）
羽田野 肇さん（小清水町）

特別養護老人施設へ寄付

【寄付金】
大山 禮子さん（羽衣町第2）
笹淵 俊幸さん（水元町第2）
【お品物】
笹淵 俊幸さん（水元町第2）
ゆいま～る清里

社会福祉協議会へ寄付

【寄付金】
大山 禮子さん（羽衣町第2）
笹淵 俊幸さん（水元町第2）
樫村 スミ子さん（札弦町第1）
田村 はつ子さん（斜里町）
大野 幸夫さん（小清水町）

ケアハウスきよさとへ寄付

【お品物】
谷口 澄子さん（水元町第2）

町へ寄付

【寄付金】
網走信用金庫
【お品物】
きよさと観光協会
斜里青年会議所



町営住宅の入居者を募集します

■申込期間
6月1日（火）～6月9日（火）
入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。（入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります）

■入居資格
①収入基準を満たしている方
②住宅に困窮していることが明らかである方
③単身向け住宅については、入居時の年齢が59歳以下の方
④世帯向け住宅については、同居親族のある方
⑤高齢者向け住宅については、概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯
※上記以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

■住宅使用について
ペット（犬・猫などの小動物）の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577



児童手当制度のご案内

児童手当は、児童を養育している方の家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るために支給する手当です。

■支給対象

中学校卒業までの児童を養育している方（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）

■支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律1万5千円
3歳以上 小学校修了前	第1子、第2子 1万円 第3子以降 1万5千円
中学生	一律1万円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

■所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

■手続き

出生・転入などにより新たに支給資格が生じた場合は、手続きが必要です。
※支給資格があっても申請しなければ支給できませんのでご注意ください。

■現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童手当を受給されている方は、現況届の提出が必要で、この現況届は児童手当を引き続き受ける要件が

あるかどうかを確認するためのもので、提出をされていないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず6月中に提出してください。
※対象となっている方には6月上旬に現況届の用紙を送付します。

■問い合わせ

保健福祉課子ども・子育てグループ
☎25-2100



公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町 22 番地 5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	242号	8,800円～13,100円
				238号	8,600円～12,800円
			2DK	268号	5,700円～8,500円
札進団地	札弦町 51 番地 2	一般世帯向け ※単身入居要件有	2DK	212号	4,300円～6,500円
札南団地	札弦町 36 番地 3		3DK	221号	6,000円～8,900円
羽衣第2団地	羽衣町 39 番地 173	高齢者向け	2DK	05-84号	15,700円～23,400円
はごろも団地	羽衣町 21 番地 10			92-24号	19,700円～29,300円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5	一般世帯向け	3LDK	93-39号	19,900円～29,600円
				95-52号	20,300円～30,300円
				95-56号	
				95-59号	

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
さつつる団地	札弦町 316 番地 5	単身者向け	1LDK	96-641号	21,000円
				96-645号	
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4	単身者向け	1LDK	98-654号	21,000円

特別賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
リバーサイド団地	羽衣町 37 番地 3	単身者向け	1LDK	92-606号	21,000円